

岸和田城及び岸和田市二の丸広場観光交流センター指定管理者指定申請に関する質問回答

項番	質問項目	質問内容	回答
1	事業計画書	事業計画書中の年間の事業実施計画に「※ここでいう事業とは、公の施設において市が主催し指定管理者が実施する各種講座、講演会等をいう。」と記載されているが、岸和田城・観光交流センターにおいて該当するのはどのような事業でしょうか。	岸和田城指定管理者業務仕様書8. 企画提案事業及び岸和田市二の丸広場観光交流センター指定管理者業務仕様書8.企画提案事業が該当します。
2	人員配置	岸和田城の多門櫓・隅櫓について人員の配置は無しでしょうか。	岸和田城指定管理者業務仕様書9.業務の実施体制及び岸和田市二の丸広場観光交流センター指定管理者業務仕様書9.業務の実施体制においては記載のとおりで、岸和田城の多門櫓・隅櫓について人員の配置は無しでも可能です。
3	決済手数料	岸和田城の電子決済にかかる手数料は指定管理金からの支出でしょうか。また、月単位での納付は可能でしょうか。	現状契約している決済サービスについては、指定管理者様の負担と考えています。
4	施設内の配置	観光交流センターについて倉庫兼事務所を移動することは可能でしょうか。また、貴市の提案の情報発信、観光案内スペース等の配置の移動は可能でしょうか。	岸和田市二の丸広場観光交流センター指定管理者業務仕様書別紙②のオレンジ色の枠線内の配置は自由に行っていただくことは可能です。ただし、配置変更に伴い、施設内に壁等を設置する場合は内容について市と協議のうえで可否を判断させていただきます。また、設置に伴う費用は指定管理者様でご負担いただくこととなります。 その他のスペースの配置については、基本的に図で示した形で本市において設置することとなりますが、事業者様の提案により、配置を変更することが望ましい場合は検討させていただきます。なお、スペースの配置の変更は可能ですが、それぞれの機能に必要なスペースの配分を変更することはできません。
5	設備の設置費用	観光交流センターにおいてfreeWi-Fiや携帯電話等の充電等の設備設置にかかる費用は指定管理金からの支出でしょうか。	freeWi-Fiや携帯電話等の充電等設備設置にかかる費用については指定管理者様でご負担いただくこととなります。
6	指定管理料の流用	指定管理料は、2施設合算で考えることは可能でしょうか。(費目間流用は可能でしょうか)	基本協定及び各年度協定の案に記載の通り、施設ごとに指定管理料を決定するため、2施設間の費目流用は不可です。施設ごとの指定管理料については、修繕料及び企画提案事業に係る経費の他は、市と協議の上、流用は可能です。
7	広告	積極的にPRを行うことや屋外広告物を設置する場合などが記載されているが、広告宣伝費は指定管理料に含まれているのでしょうか。	指定管理料に広告宣伝費として積算はしておりません。積極的にPRを行うことについては岸和田城仕様書7（4）及び観光交流センター仕様書7.（8）に記載のような例示を参考に事業者様よりご提案いただくことを期待しております。 屋外広告物については指定管理者様が設置される場合の留意事項を記載しております。
8	休館日の変更	観光交流センターの利用時間及び休館日についての変更は可能でしょうか →開館時間10時～17時の変更、休館日月曜日の追加(月曜日祝日の場合は開館)	観光交流センターの開館時間及び休館日は岸和田市二の丸広場観光交流センター条例第3条に定められており、条例に基づく運用となります。同条例第3条第2項及び第5条第2項の定めにより、イベント開催時等一時的に変更することは市の許可により可能です。
9	書籍販売	書籍販売について委託料は指定管理料に含むとあるが、費目はどこになりますか。	入場料等の徴収と同様にご対応いただくため、人件費に含みます。
10	利用状況報	観光交流センターの月ごとの利用状況を市に報告とあるが、どのようなカウント方式ですか。	カウントする手法は問いませんが、月ごとの入場者数及びイベント参加者数をご報告いただきます。
11	敷地	敷地はどこまでですか。	岸和田城の敷地については、仕様書別紙③図面の1ページ目に記載しているエリアとなりますが、管理物件としては仕様書2. 施設概要に記載の内容となります。 観光交流センターの敷地については、仕様書別紙②管理物件平面図に記載しているエリアとなり、植栽等付随する外構等を含めた部分を管理運営していただくこととなります。

岸和田城及び岸和田市二の丸広場観光交流センター指定管理者指定申請に関する質問回答

12	売店設置	売店設置は可能でしょうか。	<p>両施設ともに、屋外に恒常的に新たな施設を設置することは基本的にできません。イベント開催時等に短期的に仮設による設置は仕様書11.その他留意事項に記載の通り、協議が必要となります。</p> <p>岸和田城内に設置する場合は、設置場所や規模、販売物等の内容によっては協議することが可能です。</p> <p>観光交流センター内に設置する場合は、仕様書別紙②管理物件平面図に記載のオレンジの枠線内であれば設置いただくことは可能です。</p> <p>いずれにせよ、設置に伴う費用負担は全て指定管理者様でご負担いただくこととなります。</p>
13	スロープの移設	スロープの場所の変更は可能でしょうか。また費用負担はどうなりますか。	<p>観光交流センターの入場のためのスロープ（正面入口から海側、心技館前）の場所を変更することは基本的にできません。大阪府の指定史跡内にある建物のため、災害等により使用不可、かつ復旧が困難な場合等の特別な事情がある場合のみ、大阪府等と協議することとなります。費用負担については、特別な事情の内容次第となるため、変更時に協議することとなります。</p>
14	厨房等	観光交流センターで飲食販売用の厨房スペースや展示物、印刷物の保存場所はございますか。	<p>本市において厨房スペースは設置しません。指定管理者様において、仕様書別紙②管理物件平面図に記載のオレンジの枠線内であれば、指定管理者様の費用負担において、設置していただくことは可能です。展示物については、同平面図に記載の桃色の枠線内に展示予定の歴史資料等は市の郷土文化課において保存することとなります。ただし、指定管理者様に実施いただく市の産物の展示にかかる展示物や印刷物を施設内に保管する場合は、同平面図に記載の倉庫兼事務所スペースにて保管いただく想定です。</p>
15	外壁及び収蔵品管理	岸和田城は海に近く潮風や湿気の影響を受けやすいかと思いますが、外壁や収蔵品の管理についての対策は、市でされるのでしょうか。	<p>外壁について、今後海に近いために特別な対策をとることは予定しておりません。収蔵品の管理については、岸和田城仕様書に添付の収蔵品管理マニュアルに基づき、指定管理者様にご協力いただきながら実施することとなります。基本的に収蔵品の管理に関する業務として指定管理者様に実施いただく内容としては、同仕様書7（5）に記載の通りです。なお、岸和田城の収蔵庫の設備関係に修繕が必要な場合は、リスク分担表に基づき、対応を協議させていただきます。</p>
16	設備更新	空調などの設備が古くなってきていると思いますが、市で更新の予定はございますか。	<p>岸和田城につきましては、今後、設備更新の検討は必要である認識ですが、現在は明確な予定はございません。観光交流センターについては、現時点で設備更新は検討しておりません。</p>

岸和田城及び岸和田市二の丸広場観光交流センター指定管理者指定申請に関する質問回答

17	指定管理料	<p>提案金額の経費のそれぞれの項目について詳細を提示してほしい。 (特に、最賃が上昇傾向であること令和3年10月改定分で計算したところ足りないと思われるが。)</p>	<p>本市の指定管理料の積算についてご回答させていただきます。</p> <p>○岸和田城 人件費：責任者クラス1名7,000千円、常勤職員1名4,000千円、アルバイト1ポスト約2,190千円(1千円×312日×7時間) + 常勤職員休暇時アルバイト約670千円(1千円×48日×2名×7時間) = 13,860千円 光熱水費：過去4年の平均実績額より積算 警備：機械警備事業者による見積額及び他の市有施設の実績より積算 清掃・点検：清掃・点検事業者による見積額より積算 通信費、修繕料、電話リース料、消耗品費：過去4年の平均実績額より積算 システム使用料：岸和田城のARアプリと隅櫓に設置している音声ガイドシステム使用料(保守に係る経費を設置事業者から見積聴取しているため基本的に使用料の変更はない)</p> <p>○観光交流センター 人件費：副責任者クラス1名5,000千円、アルバイト1ポスト約3,200千円(1千円×359日×9時間) + 常勤職員休暇時アルバイト約900千円(1千円×96日×9時間) = 9,100千円 光熱水費：類似の市有施設の実績より積算 警備：機械警備事業者による見積額及び他の市有施設の実績より積算 通信費、修繕料、消耗品費：過去の実績額より積算 企画提案事業：過去の類似事業の実績より積算</p>
18	現状の委託契約	<p>現状の委託契約等(電気、ガス、清掃、警備)の契約書、仕様書、契約会社を提示してほしい。</p>	<p>指定管理者と再委託事業者との契約内容をご提示できません。指定管理者決定後に現再委託事業について情報提供させていただくことは可能です。</p>
19	職員休暇休暇時補填	<p>職員休暇時補填とは何の費用ですか。</p>	<p>常勤職員が週休2日を取得する際に配置する職員(アルバイト)の人員費です。項番17もご参照ください。</p>
20	人員配置	<p>現状の人員配置(シフト表)を提示してほしい。</p>	<p>資料01でお示しさせていただきます。岸和田城については、現在だんじり会館と市営駐車場と一体で指定管理を実施しているため、3施設全体のシフト表となっています。(青色で塗りつぶしているところが岸和田城の職員の箇所となります。) 観光交流センターは現状自主事業のレストラン部分が多いため、今後の運用とは異なることが想定されます。</p>
21	保険	<p>施設賠償責任保険の範囲を提示してほしい。</p>	<p>基本協定書案第28条に記載している、施設総合損害賠償保険は指定管理者様に加入いただく保険は、指定管理の日常の施設管理運営に起因する損害に対する保険の加入を想定しております。参考に資料02で本市が加入している市民総合賠償保険の手引きの抜粋をお示いたします。</p>
22	券売機	<p>券売機は新紙幣、QR決済を対応していますか。 (QR決済は別端末であるのであればそれを引き継ぐことになりますか。)</p>	<p>岸和田城では入場券を券売機では販売しておりません。QR決済については、現在、指定管理者においてQR決済事業者と契約しているため、指定管理者が変更となる場合は、新たに契約していただく必要があります。</p>
23	備品台帳	<p>備品台帳を確認したい。</p>	<p>備品台帳については、指定管理者決定後に選定事業者様にお示しさせていただきます。</p>

岸和田城及び岸和田市二の丸広場観光交流センター指定管理者指定申請に関する質問回答

24	修繕予定	今後予定されている大規模な修繕計画を提示してほしい。	現状、令和9年3月までに大規模な修繕は予定しておりません。ただし、特に岸和田城について、施設の老朽化に伴い、修繕が必要な箇所が随時発生する可能性があります。
25	修繕予定	現時点で修繕が必要なものがあるか提示してほしい。また、引継ぎ時に修繕されていると考えていてよろしいですか。	項番24に記載の通りです。緊急を伴う修繕等には必要に応じ対応します。
26	修繕	岸和田城は文化財として修繕するにあたり指定する業者がありますか。	修繕を実施する事業者について、特定事業者の指定はありません。ただし、指定管理者が管理する物件は国指定名勝「岸和田城庭園（八陣の庭）」および大阪府指定史跡「岸和田城跡」に含まれることから、管理物件の修繕等を実施する際に、事前に文化庁や大阪府の許可等が必要となる場合があります。
27	ユニホーム	ユニホームに指定はありますか。	ありません。
28	駐車場	専用の駐車場が無いと思うが利用者に対して減免等の措置は可能ですか。	お見込みのとおり、岸和田城及び観光交流センターに専用駐車場はありません。最寄りに岸和田市役所第4駐車場がありますが、市役所への来庁者用駐車場であり、岸和田城や観光交流センターの利用者に対する減免措置はありません。（現在、駐車後1時間は無料です。）
29	展示	「入場料無料の展示施設。インバウンド向けの多言語対応展示あり。」となっていますが展示に係る費用（修理含む）は、どこが負担しますか。	本市で多聞櫓隅櫓に多言語対応の展示を設置しておりますが、その展示のシステムに係る委託料は保守も含め項番17に記載のシステム使用料として指定管理料に積算しております。
30	貸室料金	櫓門の2回貸室利用料金が10時から17時3,000円となっておりますが、時間を分割して貸し出すことはできますか。また可能な場合の料金に決めはありますか。	基本的には時間を分割して貸し出すことは想定しておりません。
31	休館日の変更	休館日の変更は可能ですか。	項番8をご参照ください。
32	開館日の変更	4月1日から15日までの間の月曜日は開館となっておりますが、特別な対応等がありますか。また、変更は可能ですか。	例年、左記の期間、岸和田城周辺にて市が「お城まつり」の事業を実施しております。過去の実績では、岸和田城の夜間開場を、同期間内に実施した実績もあります。次年度以降の詳細については未定ですが、岸和田城仕様書11（17）に記載の通り、ご協力いただく場合があります。 お城まつり実施期間については、条例の定めにより、現時点で変更予定はありません。
33	入場料の減免	自主事業や企画提案事業のイベントの際に、参加者の入場料の免除等は可能ですか。また、そのほかでも管理者が免除を希望した場合、どの範囲まで認めることができますか。	岸和田城条例施行規則第5条において、入場料の免除等について定めており、同条項において対象となる利用者は減免が可能です。同条例第5条3項に定める通り、減免するための証票は市長が指定することとなるため、自主事業や企画提案事業のイベント等による証票の指定については協議となります。
34	修繕	指定の金額を超えた修繕が必要になった場合の対応を教えてください。	募集要項6（3）①に記載のとおりです。
35	リース契約	リース期間が指定管理期間の途中で終了するものがありますが、その後のリース物件はどこが契約を行い費用負担しますか。また、指定管理者が行う場合、指定期間を超えるリース契約は可能ですか。	指定管理者様において契約していただき、本市が負担する指定管理料の範囲内でご契約いただけます。指定期間を超えるリース契約の場合、次期指定管理者へ引き継ぐことも可能です。
36	施設閉鎖時	緊急事態宣言等による施設閉鎖等に伴う繰入金金の減額は可能ですか。	岸和田城の入場料及び使用料は募集要項6（2）に記載のとおり、市の歳入になりますので、緊急事態宣言等による施設閉鎖があっても減額していただくことはできません。
37	自主事業	自主事業が承認されずに、行うことができなくなった場合に繰入金金の減額はできますか。	自主事業の実施は募集要項8に記載の通り、経費は全額指定管理者の負担、収入も指定管理者に帰属するため、自主事業による市への納付金（繰入金）はありません。

岸和田城及び岸和田市二の丸広場観光交流センター指定管理者指定申請に関する質問回答

38	企画提案事業、自主事業	企画提案事業や自主事業において、雨天中止や参加者が0人の場合既定の回数に足りない場合の対応を教えてください。	施設内での実施のため、基本的に雨天中止はありませんが、台風や災害等によりやむを得ず中止する場合には、準備にかかった費用負担等について協議させていただきます。既定の回数に足りない場合は、仕様書8(2)に記載のとおり成果に応じ指定管理料を減額し、返還いただくこととなります。
39	企画提案事業	観光交流センター仕様書8 企画事業①・②を合わせて月1回以上の実施であれば、予算の対象となりますか。	お見込みのとおりです。
40	設備	観光交流センター設備関係 常設備品の種類と空調設備はどの程度ですか。	設備関係について、観光交流センターの各種図面を添付させていただきます。(資料03) また、その他の備品については、現在本市で準備中であり、その一部を添付させていただきます。(資料04)他に予定している備品として、歴史資料等の展示ケース、展示用パネル、映像投影用のプロジェクター及びスクリーン、遮光カーテン等を設置する予定です。
41	指定管理料	観光交流センター、岸和田城の電気使用量の積算を教えてください。	項番17を参照ください。
42	責任の範囲	オープンスペースについては、夜間を含めすべて開放となっているが、悪質な行為(施設の破損、落書き、不審火等)が予想されるが、市と指定管理者の責任区分や補修等の経費についてどのように考えていますか。(機械警備だけでは限界があるとする)	リスク分担表をご参照ください。
43	責任の範囲	岸和田城仕様書5(3)について、不敵な使用のため、指定管理者が使用停止をした場合、利用者に生じた損害については、市はその責めを負わないとなっているが、指定管理者にも責任がないということで良いのか。	お見込みのとおりです。
44	施設の現状把握	岸和田城仕様書6(4) ① 床や壁等の浮き、ひび割れ、剥がれ、カビ等の現状について、事前に市が把握しているのか。	現状の施設の状況については、現在の指定管理者より建築基準法12条点検やその他の点検の結果について報告を受け、把握しております。
45	書籍販売委託	岸和田城仕様書7(6)について 生涯学習部郷土文化課との委託契約料が指定管理料に含むとなっているが、どのような積算となっているのか教えてください。	項番9をご参照ください。
46	展示入替	岸和田城仕様書7(5)について 生涯学習部郷土文化課の展示入れ替えについて、年間予定を教えてください。 収蔵施設管理マニュアルに基づいて、収蔵庫の日常管理は、すべて指定管理者が行うのですか。	郷土文化課の展示入替については、年間3～4回入替作業を実施しております。 収蔵庫の管理内容については、仕様書7(5)に記載の通りです。

岸和田城及び岸和田市二の丸広場観光交流センター指定管理者指定申請に関する質問回答

47	利用客の状況等	<p>募集要項</p> <p>1頁1. (1) 指定管理者制度の導入の目的</p> <p>○市が目指す施策の実現に寄与するためと記されていますが、市内外の利用割合や一般客と学校利用の割合、年齢別等を記した資料開示を希望いたします。</p> <p>○サービス向上のため、今までのクレーム内容開示を希望いたします。</p> <p>○現状運営でのアンケート内容を拝見させていただきたい。</p>	<p>・施設の利用状況は岸和田市公式ウェブサイトに掲載しておりますのでご確認ください。 https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/36/kishiwadajyo-jyokyo.html</p> <p>・これまでに大きなクレームはございません。</p> <p>・これまでのアンケートでの主な意見としては、</p> <p>○夜間公開をしてほしい</p> <p>○館内に椅子を設置してほしい</p> <p>他に展示内容に関するご意見等を主にいただいております。</p>
48	交流センター内の展示等	<p>(2) 観光交流センター</p> <p>○「市の物産の展示」と図面上には記されているが、展示の場所での販売は無いという認識で宜しいでしょうか。また、その物産の内容をご教示ください。</p> <p>○パブリックスペースとしての活用を考えた際のテーブル配置（図面上で記・どれがサイドテーブルでどれがベンチなのかかわからない）の詳細（大きさ等）を開示頂きたい。</p> <p>○テーブルやベンチの費用は市の負担でしょうか。</p> <p>その際、二の丸広場観光交流センターに合うよう種類や色など協議可能でしょうか。</p>	<p>・展示に合わせて販売する場合は、観光交流センター仕様書別紙②管理物件平面図の物販スペース等を想定しています。同仕様書7（1）に記載の通り、産物の展示は指定管理者様に実施いただくため、内容については指定管理者様にご提案いただくことを想定しております。（消耗品費等によりご負担いただく予定です。）</p> <p>・本市で設置する予定の備品は資料04のとおりです。仕様書別紙②管理物件図面で青色の長方形を記載している箇所にベンチとサイドテーブルを合わせて設置する予定です。</p> <p>・市の予算で今年度中に購入するため、準備状況により協議が可能となる場合もあります。</p>
49	現状の警備等	<p>1頁2.施設の概要 (1) 岸和田城</p> <p>○櫓門に警備員室と宿直室がありましたが、現在の警備の人数、時間、宿直する日があれば、どのような時に使用するのかご教示ください。</p> <p>○ボランティアの方が使用する部屋の、ボランティアの方がいない時の現活用方法をご教示ください。</p> <p>また、ボランティアの方（活動費¥1,000）は、貴市の負担という認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>・現在は開館時間外は全て警備員に対応いただいております。基本的に警備は一人で実施しております。（休日は昼夜で交代制）</p> <p>来年度以降は機械警備を導入する予定のため、人的警備は想定しておりません。</p> <p>・現状、他の活用はありません。ボランティアガイドの活動費は利用者の負担です。</p>
50	休館日の変更	<p>3頁 (1) 施設の休場 ア岸和田城</p> <p>○毎週月曜日となっておりますが、申請を出せば無休にすることは可能でしょうか。</p>	<p>岸和田城の開館時間及び休館日は岸和田城条例第4条に定められています。同条例第4条第3項及び第15条第2項において、市長が必要と認めるときは変更することができると定められており、イベント開催時等、許可による変更は可能です。</p>
51	行政財産目的外使用	<p>(4) 利用許可等の行政手続き</p> <p>○公的な使用（近隣学校等からの申し込みがあった際）での臨時開業を想定した場合での行政財産使用料は発生しないと考えて宜しいですか。またその申請の時期とタイミングについてもお聞かせください。</p>	<p>公的な使用についても、臨時開場については岸和田城条例第4条の定めによる許可が必要となります。また、使用料については岸和田市公有財産規則の定めによる行政財産の目的外使用について申請が必要となり、許可及び使用料に係る決定には概ね1か月程度の期間を要します。</p>

岸和田城及び岸和田市二の丸広場観光交流センター指定管理者指定申請に関する質問回答

52	施設内での飲食提供等	<p>4頁(8)市が推進する施策に準拠した管理運営</p> <p>○天守閣3階部分で結婚式等のイベントで飲食物の提供を行っても良いのでしょうか。</p> <p>○結婚式以外のイベント時、天守閣3階部分のみでテイクアウトカフェの提供は可能でしょうか。(持ち運び禁止、その場のみでの提供)</p> <p>○二の丸観光交流センター内での重飲食は難しいと伺いましたが、結婚式の際の料理はデリバリーをイメージされているのかご意見をお聞かせください。</p> <p>○岸和田城条例第5条第1項及び第3項に定める許可を受ければ、現業者以外のウェディングプランナーとの取り組みも可能でしょうか。</p> <p>○多聞櫓、隅櫓などでのテイクアウトカフェの提供は可能でしょうか。(持ち運び禁止、その場のみでの提供)</p> <p>○ゴミの減量に配慮ということですが、ゴミ箱の設置個所の位置はどこに考えているか貴市の考えをお聞かせください。</p>	<p>結婚式やそれ以外のイベントにおいても、天守閣内での飲食の提供については、基本的にできません。</p> <p>観光交流センター内で結婚式の際の料理を提供する想定はありません。</p> <p>岸和田城ウェディングの事業者について、特に市で指定するものではございませんので岸和田城条例第5条に定める許可及び第8条に定める使用料の納付により可能です。</p> <p>多聞櫓隅櫓での軽飲食の提供については内容により協議させていただくことは可能です。</p> <p>ゴミ箱の設置について、観光交流センター内には本市において、仕様書別紙②管理物件平面図の倉庫兼事務所のスペースの右上側もしくは右下側に設置することを検討しておりますが、こちらの配置については、今後指定管理者様ともご相談のうえ決定したいと考えております。</p>
53	施設の維持管理等	<p>5頁4.指定管理者が行う業務の範囲</p> <p>○施設管理内での衛生管理や防止対策及び発生時の対応マニュアルは現在も存在すると想定できますが現状のマニュアルを流用することは可能でしょうか。</p> <p>○施設の清掃業務にある床、壁、扉、ガラス、備品、照明器具、衛生機器等について日常清掃を実施について、貴市が必要と思われる其々の清掃頻度をお聞かせください。</p> <p>○害虫駆除の定期作業は施設管理費に含まれるという認識で宜しいですか。また、その金額詳細もお聞かせください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の緊急時対応マニュアル等は指定管理者において作成されているものであり、指定管理者決定後にお示しすることは可能です。 ・現状は各フロアの床、壁、扉、ガラス、は概ね1日1回の清掃、備品、照明器具は適宜清掃、トイレは2時間に1回清掃しております。また、コロナ対策として、手すり等の消毒を追加で日中に実施しております。日常清掃については現状と同程度必要と考えています。 ・害虫駆除の定期作業は、収蔵庫内にある郷土文化課所管の歴史資料については本市の予算で郷土文化課が実施いたします。

岸和田城及び岸和田市二の丸広場観光交流センター指定管理者指定申請に関する質問回答

54	点検、修繕等	<p>5頁6. (1) 施設の指定管理に係る指定管理料</p> <p>○施設管理費に含まれる点検の際、機材の機種・製造年・使用頻度等の詳細事項をご教示ください。</p> <p>○過去3年間（1年間でも可）の修繕実績をご教示下さい。</p> <p>○指定管理料の施設管理費に夜間の機械警備のみではなく、お城まつり等の人的警備の金額も含まれますか？</p> <p>○現在は警備員室がありますが、現在は警備員を職員以外で外注しているという認識で宜しいでしょうか。</p> <p>○岸和田城・観光交流センター含めた現業務体制は1日5名体制（休憩時を除く）という認識で宜しいでしょうか。</p> <p>○職員休暇時補填想定をされていますが、岸和田市最低賃金から想定すれば933時間/年以外は市職員が常駐されていると考えて宜しいでしょうか。またその際の市の職員の業務内容をお聞かせください。</p> <p>○平日と土日祝日の現業務体制をご教示ください。人数・アルバイトの時間等</p> <p>○経費の削減（光熱水費）に努める事との記載がありますが、経費と支出された各々の詳細をお聞かせください。</p> <p>○指定管理料に含まれる光熱水費2,700千円、清掃・点検2,390千円、警備600千円、通信費210千円、修繕費500千円、リース費120千円、消耗品費1,000千円、システム使用料400千円の具体的な詳細をご教示ください。</p> <p>○産廃処分費についての項目が見当たらないのですが、市の負担という認識で宜しいですか。</p>	<p>・受変電設備の容量については、岸和田城が単相50KVAのトランス、三相75KVAのトランスで点検しております。観光交流センターは200KVAのトランスで点検しております。</p> <p>令和2年度指定管理者修繕実績</p> <p>○自動ドア修繕</p> <p>○天守閣1階受付・事務室照明修繕（LED化）修繕費合計 約700千円</p> <p>・人的警備の経費は指定管理料に積算しておりません。お城まつり等市の事業は本市の予算で実施しますが、岸和田城仕様書11（17）に記載のとおり、ご協力いただく場合があります。</p> <p>・警備員についてはお見込の通りです。</p> <p>・観光交流センターは、現状、大部分が自主事業スペースであり、1日5名体制ではありません。</p> <p>・市職員が常駐することはありません。</p> <p>・現状の業務体制については項番20をご参照ください。</p> <p>・岸和田城の光熱水費の平成29年度から令和2年度までの平均は2,685千円です。</p> <p>・指定管理料の詳細は項番17を参照してください。</p> <p>・市の備品等に起因する産業廃棄物については市の負担で対応します。日常の事業ごみの処分に係る経費は、指定管理料（清掃・点検）に積算しております。</p>
55	入場料等	<p>6頁6. (2) その他</p> <p>○入場料徴収・券の発行に関して自動販売機を導入・設置（割引等は現行通りの受付）することは可能でしょうか？また、可能であればその際のポストの変更は認められるのでしょうか。</p> <p>○入場料等の収納する具体的な時期、方法をお聞かせください。</p>	<p>・設置にかかる費用を指定管理者において負担いただける場合は可能です。その場合のポストの変更については協議させていただきます。</p> <p>・入場料は現金については1日の入場料及び使用料を翌日に市金庫に現金で納めていただいております。QRコード決済の入場料は1か月分の金額が確定後本市より納付書を発行し、速やかに納めていただきます。</p>
56	収蔵品管理	<p>6頁6. (3) 留意事項ア</p> <p>○岸和田市教育委員会生涯学習部郷土文化課からの文化財や歴史資料等のマニュアルは御座いますか？指示を仰ぐという事はそういった理解で宜しいでしょうか？</p> <p>○床や壁等の浮き、ひび割れ、剥がれ、カビ等の発生がないよう維持とは具体的に施工をするという認識で宜しいでしょうか？ひび割れやはがれ等は清掃をいくらしても防げないように思えますのでご教示ください。</p>	<p>・岸和田城仕様書別紙⑤収蔵資料管理マニュアルをご確認ください。</p> <p>・施設の維持管理の中で、可能な範囲で対応いただきますが、施設の老朽化によりひび割れ等が発生する可能性が高いため、発生した場合は速やかに市にご報告いただき、対応について協議します。</p>
57	備品	<p>6頁6. (3) 留意事項イ</p> <p>○無償で「貸与出来る備品リスト」の開示をお願いいたします。</p>	<p>項番23及び40を参照ください。</p>

岸和田城及び岸和田市二の丸広場観光交流センター指定管理者指定申請に関する質問回答

58	企画提案事業	<p>7頁7.企画提案事業の実施</p> <p>○既に行われている企画事業の中で、市民に人気がある事業等を今後も引継ぎ行うことは可能でしょうか。</p> <p>○企画事業に係った経費詳細をご教示ください。</p>	<p>・現在、岸和田城及び観光交流センターの指定管理業務の中で、企画提案事業はありません。</p>
59	自主事業	<p>8.指定管理者による自主事業</p> <p>○自主事業で、ドリンクや軽食などの提供は可能とありますが、調理に活用する熱電源は電気のみという認識で宜しいでしょうか？</p> <p>○飲食販売スペース・倉庫兼事務所・物販スペース3か所の位置で設定されていますが、3か所の範囲内であれば位置変更や其々の大きさの変更は可能でしょうか。</p>	<p>観光交流センター内の熱源は電気のみです。</p> <p>お見込の通り、仕様書別紙②管理物件平面図に記載のオレンジの枠線内であれば、位置やスペースの配分を変更いただくことは可能です。ただし、オレンジの枠線を超過してスペースを利用いただくことはできません。</p>
60	協定	<p>13頁14 (1) 協定の締結</p> <p>○指定管理業務の実施にあたり、指定管理者が付保しなければならない保険として施設総合損害賠償保険がありますが、過去の金額で構いませんのでご教示ください。</p>	<p>現在指定管理者が契約している保険料は年額約20千円です。</p>
61	リース契約	<p>16頁18.その他 (3) 施設等の引継ぎ</p> <p>○現在使用されている複写機、印刷機は新しく指定管理者が買い揃える（又はリース）との認識で宜しいですか？又は地位継承を行うことは可能でしょうか？</p>	<p>募集要項6 (3) ウに記載しているリース物件については、記載のとおりです。</p>
62	納税証明	<p>市税・法人税・消費税及び地方消費税の納付証明書類の期間は何年から何年までの分でしょうか。</p>	<p>これまでの全ての期間において滞納のないことの証明書を添付ください。（直近の完納証明書または納税証明書（その3の3））</p>